

案件名称：令和8年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託

質問番号	質 問 事 項	回 答
1	当該業務の動画データの納期をご教示ください	成果物の納品期限は仕様書「3 契約期間」及び令和8年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託公募型プロポーザル募集要項「2 事業内容に関する事項（4）契約期間」に記載している期間の最終日（令和9年1月15日）です。
2	・制作する動画において、①3分程度の動画 1本、②30秒程度の動画（3分程度の動画のダイジェスト版）1本と2本の記載になりますが、それぞれの動画の活用場所はいかがでしょうか。 ・区役所等の窓口に設置している小型デジタルサイネージでの使用については、①3分程度の動画 1本、②30秒程度の動画のどちらになりますでしょうか。	・①3分程度の動画については、「本市ホームページへの掲載」「研修での使用」等を想定。②30秒程度の動画については、「サッカー競技場の電光掲示板での放映」等を想定。 ・仕様書「5 業務内容（3）イ」に記載している「区役所等の窓口に設置している小型デジタルサイネージ等」はあくまで例示であり、広報用動画の具体的な使用方法等は、現在検討しているところです。
3	大阪市人権啓発マスコットキャラクターとして「にっこりな」がいますが、昨年度同事業で制作された動画には、正義の使者「まっもりーな」が登場します。「まっもりーな」はこの動画のために考案されたキャラクターですか？（他には使われていませんか？）	令和7年度人権啓発広報用動画に使用されたキャラクター「まっもりーな」は、令和7年度人権啓発広報用動画用として、令和7年度に選定された事業者により制作されたキャラクターであり、当該動画以外では使用していません。
4	・プレゼンテーション審査は、対面でしょうか。オンラインでも可能でしょうか。 ・またプレゼンテーションの自社の持ち時間も教えてください。 ・昨年度動画のように3シーン（3章）ぐらいのボリュームイメージでしょうか。 また昨年度動画は高校・電車など複数ロケ、複数キャストで制作されています。 それに近い撮影規模感をご希望でしょうか。 「まっもりーな」は、今年度も登場を想定されていますでしょうか。 ・動画の納品予定時期（初稿・完成版の想定）を教えてください。	・選考委員会（プレゼンテーション）は対面方式を予定しており、オンラインではご参加いただけません。 ・1名様あたり説明時間10分、質疑応答時間10分程度を想定しておりますが、応募状況に応じて変動する可能性があります。 ・作成していただく動画につきましては、仕様書「5 業務内容」に記載しているとおりです。 ・初稿の提出時期につきましては、契約後に検討させていただきます。なお、成果物の納品期限は仕様書「3 契約期間」及び令和8年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託公募型プロポーザル募集要項「2 事業内容に関する事項（4）契約期間」に記載している期間の最終日（令和9年1月15日）です。
5	・使用用途について HPやweb上での使用は想定されていますでしょうか？ ・仕様書8その他(8) 研修について 「従事者向けの研修会を実施すること」とありますが、この研修会というのは受注者が独自に行うものなのでしょうか？それとも貴市で利用されているコンテンツなどがおありなののでしょうか？提出が求められている別紙（研修実施報告書）も含め、想定されている研修会の内容や、その実施方法等について、詳しくご教示ください。 ・仕様書5(3) イ 「視聴対象は区役所等を利用する市民であるが、特に若年層の興味・関心を喚起する内容とすること」とありますが、若年層とは具体的にどのぐらいの年齢、学年等を想定されていますか？	・納品いただいた動画は、本市ホームページへの掲載等を想定しています。 ・従事者向けの研修等については、受注者において企画・実施していただくものであり、当該研修用として、本市でご用意しているコンテンツ等はありません。また、研修は障がいや理由とする差別の解消の推進を図る目的で、合理的配慮の提供について実施していただきますが、研修の手法等について特に指定はありません。 なお、研修実施後には、「令和8年度障がいや理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」に実施日や実施内容等を記載し、速やかに発注者までご提出いただくこととなります。 ・本事業では若年世代について具体的な年齢等を定義しておらず、社会的な位置づけの表現として「若年世代」を使用しています。
6	・仕様書_5業務内容_(3) 構成及び編集 イ 「広報用動画は区役所等に設置の小型サイネージで放映」とありますが、動画の使用期限は設定されますでしょうか。 また、出演者の権利上伺いますが、TV-CM、WEBメディアなど他媒体で動画使用の可能性はありますか？ 可能性が有る場合、使用期限を設定されますでしょうか。	・仕様書「5 業務内容（3）イ」に記載している「区役所等の窓口に設置している小型デジタルサイネージ等」はあくまで例示であり、広報用動画の具体的な使用方法等は、現在検討しているところですが、本市ホームページへの掲載等を想定しています。なお、いずれの媒体の使用においても、広報用動画は継続して啓発に使用することを想定しているため、使用期限は特に設けていません。
7	質問① 若年層の想定について 募集要項では若年層を対象とされていますが、特に想定されている中心年齢層（例：中学生、高校生、大学生、20代前半など）がございましたらご教示ください。 質問② テーマの扱いについて 仕様書に記載されている複数のテーマ（アンコンシャス・バイアス等）については、すべてを1本の動画内で取り扱うことを想定されていますでしょうか。 それとも複数の動画で構成する想定でしょうか。 質問③ 表現方法について 動画の表現方法について、実写ドラマ形式、ドキュメンタリー形式、インタビュー形式等の制限や想定がございましたらご教示ください。 質問④ 完成後の活用方法について 制作した動画の主な活用媒体（YouTube、SNS、イベント上映等）について、現時点で想定されている活用方法をご教示ください。 質問⑤ 確認工程について シナリオ、絵コンテ、仮編集等、制作途中における発注者との確認工程について、想定されている確認回数や進め方がございましたらご教示ください。 質問⑥ プレゼンテーションについて プレゼンテーション当日において、企画内容を説明するための静止画（絵コンテ、イメージビジュアル等）の提示は可能でしょうか。 最後に、今回の動画において、視聴者に最も期待される行動変容や意識変容について、特に重視されているポイントがございましたらご教示ください。	・本事業では若年世代について具体的な年齢等を定義しておらず、社会的な位置づけの表現として「若年世代」を使用しています。 ・3分程度の動画1本、及びそのダイジェスト版として30秒程度の動画1本を制作していただくこととなりますので、複数のテーマであっても3分程度の1本の動画にまとめていただくこととなります。なお、ダイジェスト版については、複数のテーマのうち1テーマを基にして、30秒程度に編集していただくことを想定しています。 ・作成していただく動画につきましては、仕様書「5 業務内容」に記載しているとおりです。 ・①3分程度の動画については、「本市ホームページへの掲載」「研修での使用」等を想定。②30秒程度の動画については、「サッカー競技場の電光掲示板での放映」等を想定。 ・受注者、発注者間における確認回数については、適宜、複数回実施させていただく予定であり規定等はありません。なお、進め方については契約後に検討させていただきます。 ・プレゼンテーションは、事前にご提出いただいた企画提案書を使用してご説明いただきます。令和8年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託公募型プロポーザル募集要項「6 応募手続き等に関する事項（4）企画提案書の提出」に記載のとおりご提出をお願いします。 ・様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして考えられるよう、視聴者の意識変容が起きることを期待しています。